

第6次社会資本整備重点計画・第3次交通政策基本計画（警察関連部分）について

第6次社会資本整備重点計画の概要

- 社会資本整備重点計画法（平成15年法律第20号）に基づき、主務大臣等（※）が案を作成
（※ 国家公安委員会、国土交通省、農水省）
- 社会資本整備審議会を経て閣議決定
- 計画期間 令和7年度（計画策定後）～ 令和12年度

重点目標

- 活力のある持続可能な地域社会の形成
- 強靱な国土が支える持続的で力強い経済社会
- インフラ分野が先導するクリーン社会の実現
- 戦略的・計画的な社会資本整備を支える基盤の強化

第3次交通政策基本計画の概要

- 交通政策基本法（平成25年法律第92号）に基づき、内閣総理大臣、国土交通大臣及び経済産業大臣が案を作成
- 交通政策審議会及び社会資本整備審議会を経て閣議決定
- 計画期間 令和7年度（計画策定後）～ 令和12年度

基本的方針

- 地域社会を支える、地域課題に適応した交通の実現
- 成長型経済を支える、交通ネットワーク・システムの実現
- 持続可能で安全・安心な社会を支える、強くしなやかな交通基盤の実現
- デジタル・新技術の力を活かした時代や環境の変化に応じた交通サービスの推進

第6次社会資本整備重点計画の主な施策（警察関係）

- 予防保全の考え方に基づく戦略的な維持管理
老朽化基準を超過した信号制御機の更新 **36,000基更新**
- バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進
主要な生活関連経路における信号機等のバリアフリー化
100%バリアフリー化
特に必要な箇所における音響信号機及びエスコートゾーンの設置
100%設置
- 生活道路等における人優先の道路空間の形成
信号機のない横断歩道の更新 **80,000本更新**
信号機の改良等による死傷事故抑止 **8,000件/年抑止**
- より円滑な道路交通の実現のための交通渋滞の緩和対策の推進
信号機の改良等による通過時間の短縮・CO₂の排出抑止量
1,400万人時間/年短縮、18,000トンCO₂/年抑止
- 災害発生時において安全かつ円滑な交通を確保するための対策の推進
信号機電源付加装置の整備 **1,500台整備**

第3次交通政策基本計画の主な施策（警察関係）

- 自動運転車の走行の安全性・円滑性の向上に資する走行環境の整備の推進
- 運転免許証のデジタル化の推進
- ※ その他、第6次社会資本整備重点計画に掲げられた施策等を含む